



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

1 在留申請の手数料 — 10月1日からの取扱いが確定しました

対象 全業種・すべての在留資格 / 9月30日までの申請なら現行料金

2026年8月28日 入管庁公表 施行：2026年10月1日

前号でお伝えした手数料の引上げが確定し、納付方法の詳細も公表されました。9月30日までに受け付けられた申請は、許可が10月以降になっても現行の手数料（変更・更新とも窓口6,000円／オンライン5,500円）です。10月1日以降に受け付けられた申請から、在留期間に応じた新料金になります。

10月1日以降の手数料（在留資格変更許可・在留期間更新許可）

決定される在留期間	窓口申請	オンライン申請	オンラインの支払額合計 （決済手数料込み）
3月以下	10,000円	10,000円	10,330円
3月超6月以下	18,000円	15,000円	15,330円
6月超1年未満	25,000円	21,000円	21,330円
1年	33,000円	27,000円	27,330円
1年超3年未満	48,000円	42,000円	42,330円
3年以上5年未満	64,000円	56,000円	56,550円
5年以上	75,000円	65,000円	65,550円

※永住許可は窓口200,000円です。オンライン申請には別途、指定事業者への決済手数料（3年未満は330円、3年以上は550円）がかかります。人道上の配慮を要する一定の方への減額（変更・更新は1万円、永住は2万円）と、外交・公用への変更等の免除の措置も設けられます。

納付方法が変わります

オンライン申請	収入印紙による納付は廃止され、コンビニ決済又は銀行決済になります（インターネットバンキングも可）。クレジットカード・QRコード決済は使えません。また減額措置に対応していないため、減額を受ける場合は窓口で申請してください
窓口申請	従来どおり収入印紙ですが、在留期間によって必要な額面が変わります。官署内の売店等は在庫に限りがあるため、通知ハガキ記載の金額分を規模の大きな郵便局等で事前に購入してください（現金のみ）

⚠ 詐欺メールにご注意ください

- オンライン申請の手数料の案内は、指定決済代行業者の no-reply@service-dgft.com からのみ送信されます。
- × これ以外のアドレスから届く「納付を求めるメール」は詐欺です。リンク先へのアクセスや支払手続を行わないよう、担当部署に周知してください。

📌 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 在留期限が近い従業員について、9月30日までに申請できるものがないかを確認する（1件あたり最大69,000円の差が出ます）
- ✓ オンライン申請を使う場合は、決済手数料と支払方法（コンビニ・銀行決済のみ）を経理と共有する
- ✓ 手数料の負担者（会社／本人）を社内で決め、雇用契約書・社内規程・内定通知の記載を見直す



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

2 特定技能2号 — 8月20日から誓約書の提出が必要になりました

対象 特定技能2号で受け入れる全分野の企業 / **すでに運用が始まっています**

2026年8月5日 入管庁公表

対象：2026年8月20日以降の申請

特定技能2号の在留諸申請では、「2号特定技能外国人の業務内容に関する誓約書」（参考様式第1-32号）の提出が必要になりました。単なる書式の追加ではありません。2号が技能実習生や1号特定技能外国人と「同じ業務」に従事している状態では、2号として認められないことを、企業側に具体的に申告させる仕組みです。

⚠ ここを間違えると、在留資格の取消し・欠格事由につながります

- × **技能実習生・1号と同じ業務内容では認められません。**2号は「複数の作業員を指導」「工程を管理する業務」に従事する在留資格です。現場で同じ作業をしているだけの状態は、2号の在留資格該当性を欠きます。
- × **実際に指導を受けている人がいなければ書けません。**誓約書には指導を受ける対象者を氏名で記載します。実態のない人数合わせは通用しません。
- × **記載内容と実際の内容に相違があると、在留資格が取り消される可能性**があります。「とりあえず書いておく」対応は避けてください。
- × **虚偽の記載は、特定技能所属機関の欠格事由です。**該当すると、その企業は特定技能外国人の受入れ自体ができなくなります。
- **先に業務の実態を整えてから、誓約書を作成してください。**役割・指示系統・工程管理の分担を見直し、実際の姿を書ける状態にすることが先決です。

誓約書に記載する内容

業務内容	所属部署名、役職又は地位、 具体的な職務内容 （製造物・収穫物・作業工程など）、 技能実習生や1号特定技能外国人との職務内容の違い
指導を受ける対象者一覧	氏名（外国人は在留カード番号も）、事業所・所属部署名、役職又は地位、指導を受ける職務内容。対象者は同一事業所に出勤し、原則として同一部署に所属するフルタイムの従業員に限られ、他の2号特定技能外国人から指導を受けている者は記載できません

分野ごとに必要な「指導を受ける対象者」の人数

2名以上	ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、宿泊、農業、飲食料品製造業
1名以上	自動車整備、航空（空港グランドハンドリング区分）
記載不要	上記以外分野・業務区分（ただし対象者が在籍する場合は必ず記載してください）

※あわせて、特定技能2号の在留期間に「5年」を追加する改正も予定されています（2027年1月上旬公布・施行予定）。

📌 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 2号で在留している（申請予定の）従業員について、**技能実習生・1号との職務内容の違いを文章で説明できるか**を確認する。説明できない場合は、**申請より先に業務分担の見直し**が必要です
- ✓ **指導を受ける対象者が分野ごとの必要人数を満たしているか**を事業所単位で確認する（同一事業所・原則同一部署・フルタイムに限られます）
- ✓ 誓約書の記載は現場責任者に確認のうえ作成し、**実態と一致していることを社内で二重チェック**する → 判断に迷う場合は弊社事務所にご相談ください



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

3 永住許可の基準が大きく変わります — 定着人材の将来設計に直結します

対象 長期定着を前提に外国人材を採用している企業 / 永住を目指す従業員本人

2026年8月 ガイドライン改定案 適用：2027年4月（「収入」等は2026年10月から先行）

永住許可のガイドラインが改定される予定です。永住は「生涯を日本で過ごす最も安定した地位」として特に慎重な審査を行うと初めて明記され、収入・年金・日本語能力の要件が加わります。企業が示してきたキャリアパスの前提が変わります。

■ 永住までの年数 — 「就労資格5年」は特定技能2号からしか進みません

経過年数 →	3年	5年	8年	10年	13年
在留の積み上げ (よくあるキャリア)	技能実習 3年	特定技能1号 5年		特定技能2号 5年	
① 10年以上の在留 どの在留資格でも算入	10年目でクリア			継続	
② うち就労資格で5年 算入される資格が限定	この8年間は1日も算入されません			13年目でようやくクリア	
算入されない	技能実習・育成就労・特定技能1号・企業内転勤				
算入される	特定技能2号・技術・人文知識・国際業務・技能・介護 など				
①と②の両方を満たして初めて年数要件をクリアします。技能実習から特定技能1号へと積み上げてきた人材ほど、特定技能2号への移行（又は技人国等への変更）を何年目に置かかが、永住可能時期をそのまま決めます。					

▲ 年金要件 — 実質的に「通算30年の厚生年金加入」が求められます

- × 新設される年金の基準は、**日本人世帯の平均収入を上回る年収水準で30年間厚生年金に加入していた場合の受給見込額に達しているかどうかです。**
- × たとえば25歳で来日し、10年在留して永住を申請する場合、**厚生年金の加入期間は10年程度にとどまり、基準には遠く届きません。**年数要件をクリアしても、年金要件で止まることになります。
- × 不足分は**金融資産で補填**できます（必要額は申請時の年齢が若いほど低く設定されます）。補填できる資産がなければ、**実際に30年近く厚生年金に加入し続けるほかありません。**
- 裏を返せば、**企業が厚生年金に適正に加入させ、賃金水準を上げていくことが、そのまま本人の永住可能性を支えます。**定着施策そのものが要件充足につながります。

■ そのほかの改定ポイント

収入	世帯年収が世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準に継続して達していること（基準の引上げ）。「家族滞在」など就労目的でない在留資格の配偶者の収入は合算されません
日本語能力 (新設)	日本語教育の参照枠でB1相当レベル以上。高度人材やその家族、日本の初等・中等教育を通算6年以上受けた方などは対象外です
制度の理解 子の就学	「生活・就労ガイドブック」の内容を中心に日本の制度・ルールの理解が確認されます。学齢期の子を養育している場合、子が小中学校に通学していないと消極評価になります
配偶者の特例	日本人・永住者の配偶者の特例が、婚姻3年＋在留1年から 婚姻5年＋在留3年 に伸長されます

※適用は2027年4月1日以降の申請からですが、「収入」と「公共の負担とならないこと」は2026年10月から先行して適用される予定です（改定日の6か月前以降に行われた申請で、改定日に審査中のものにも適用されます）。

❗ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 永住を目指している従業員には、**先行適用される「収入」の要素を踏まえ、10月より前に申請できるかを確認する**
- ✓ 長期定着を前提に採用している人材について、**特定技能2号や技人国への移行時期を含めたキャリアパスを描き直す**
- ✓ 採用時に「将来は永住も可能」と説明している場合は、**年数と年金の見通しを踏まえて記載を改める** → 個別のご相談は弊社事務所へお寄せください



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

4 助成金 — 支給額が最大80万円から25万円に引き下げられます

対 象 外国人を雇用する全企業 / 就業規則の多言語化などを検討中の企業

2026年8月 省令案 公布・施行：2026年10月予定

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の要件と支給額が見直されます。措置1つにつき20万円・上限80万円だったものが、**上限25万円**になります。施行前に就労環境整備計画を都道府県労働局長に提出した事業主には、**現行の要件・支給額が適用**されます。

	現行	見直し後
支給額	措置1つにつき20万円（上限80万円）	①②で20万円、③を加えて 最大25万円
必要な措置	①雇用労務責任者の選任、②就業規則等の多言語化＋③苦情・相談体制の整備、④一時帰国のための休暇制度、⑤社内マニュアル等の多言語化のいずれか	①雇用労務責任者の選任と その責任者による苦情・相談対応 、②就業規則・社内マニュアル等の多言語化（現行の②と⑤を統合）＋③一時帰国のための休暇制度で上乗せ
離職率要件	講習受講証明書の提出で 免除あり	免除規定を廃止 。算定期間も「措置の実施日の翌日から6か月」→「 整備計画期間の末日の翌日から6か月 」に変更

❗ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 就業規則の多言語化などを検討中の企業は、**10月の施行前に就労環境整備計画を提出できるか**を確認する（現行の最大80万円が適用されます）

5 在留カード読取アプリ — 「在留期間」が表示できるようになりました

対 象 在留カードを確認するすべての企業 / 人事・総務のご担当者

2026年8月19日 改修

新様式の在留カードは券面に「在留期間」等が記載されず、読取アプリでも確認できませんでしたが、**8月19日の改修で表示できるようになりました**。住民票で在留期間を確認する暫定運用は不要になります。**アプリの更新が必要です**。

STEP 1

ストアを開く

iPhone は App Store、Android は Google Play を開きます。



STEP 2

この言葉で検索

🔍 在留カード等読取

アプリ名は「在留カード等読取アプリケーション」。提供元は**出入国在留管理庁**です。



STEP 3

更新して読み取る

「更新」を押して最新版に。在留期間・許可の種類・許可年月日が表示されます。

※マイナンバーカード一体型の「特定在留カード」は、デジタル庁の「対面確認アプリ」でも在留期間等を読み取れます（現時点でiOS版のみ）。

❗ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 在留カードの確認を担当する部署のスマートフォンで、**アプリを最新版に更新**する
- ✓ 6月以降に「住民票で在留期間を確認する」暫定運用を入れていた場合は、**元の確認手順に戻す**



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

6 育成就労 — 「優良な育成就労実施者」の配点が示されました

対象 育成就労での受入れを検討している企業 / 制度開始は2027年4月1日

2026年8月5日 運用要領の改定

育成就労外国人の受入れ実績	総得点	必要な点数
実績なし／初回受入れから1年未満	56点	7割（40点）以上
初回受入れから1年以上2年未満	72点	7割（51点）以上
初回受入れから2年以上3年未満	85点	7割（60点）以上
初回受入れから3年以上	100点	7割（70点）以上

※総得点の7割に加えて、IVを除く項目ごとにそれぞれ6割以上が必要です。認定後もこの水準を保ち続けることが求められます。優良の期間を延長するには、適合格期間が満了する年度の実施状況報告書と併せて優良要件適合申告書を提出してください（提出がないと、満了をもって優良の取扱いは終了します）。

そのほかの改定点

結核の証明書	入国前結核スクリーニングの対象国から受け入れる場合、在留資格認定証明書交付申請時に「結核非発病証明書」の添付が必要になりました
送出国の法令	外国の送出国機関を介さない送出し（単独型など）は、送出国の法令に違反する場合があります。申請前に、受入れ企業の側で送出国の法令を確認してください

① 今すぐやること（アクションポイント）

✓ 育成就労での受入れを検討している企業は、自社が何点を取れるかを配点表で見積もり、不足する項目を制度開始前に整備する

今月号の総まとめ — まずこの5つをご確認ください

対象	最優先のアクション
全業種	9月30日までに受け付けられた申請は現行の手数料です。前倒しできる申請がないか確認してください（P.1）
特定技能2号	誓約書の提出が必要。1号や技能実習生と同じ業務では認められません。実態を整えてから記載を（P.2）
長期定着人材	永住は特定技能2号からしか「就労資格5年」が進まず、年金要件は通算30年の加入が前提です（P.3）
助成金	支給額が最大80万円から25万円に。10月の施行前に整備計画を提出すれば現行額（P.4）
在留カード確認	読取アプリの改修で「在留期間」が表示できるように。アプリを最新版に更新してください（P.4）

▶ お問い合わせ先

白崎識隆法律事務所・白崎FHR経営労務事務所

E-mail	info@shirasaki-law.com	所在地	〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目1番4号 五高ビル702号
公式HP	https://www.shirasaki-law.com	TEL/FAX	TEL 06-6356-2027 / FAX 06-6356-2028
外国人HP	https://www.shirasaki-law.com/global/		

本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的アドバイスを構成するものではありません。参考：入管庁「令和8年10月1日付け在留許可手数料の額の改定等について」「オンライン申請における手数料額及び手数料納付方法について」「令和8年10月1日以降における在留許可手数料の減額措置又は免除措置について」「2号特定技能外国人の業務内容について」「永住許可に関するガイドライン（案）」、在留カード等読取アプリケーションの改修に係る案内、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案、育成就労制度運用要領の一部改正（いずれも令和8年8月公表・改定）。